

「いじめ」をしない心を育み、教育的感性を研ぎ澄ませ、組織で迅速に対応しよう

令和8年4月1日改定

1 まえがき

平成25年「いじめ防止対策推進法」制定

- ①国と学校へ、いじめ防止のための基本方針策定の義務化
 - 文科省「いじめの防止のための基本的な方針」（最終改定 平成29年3月14日）
 - 全国小中高等学校「学校いじめ防止基本方針」
- ②地方公共団体については、基本方針策定は努力義務 →「豊橋市いじめ防止基本方針」

「いじめの定義」 ※「いじめ防止対策推進法」に基づく

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《こんなときは…?》

- ・ 本人がいじめを否定する場合
 - 当該児童の表情や様子をきめ細かく観察し、周囲の状況等を客観的に確認すること。
- ・ けんかやふざけ合いのような場合
 - 背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 児童がそのことを知らずにいるような場合（SNSで悪口を書かれたなど）
 - 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・ 厳しい指導が適さない場合
 - 例えば、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による配慮も必要である。

2 いじめの防止についての基本的な考え方について

- ◆ いじめは、いじめられた子の心身に深刻な影響を及ぼし、人生を左右しかねない許されない行為であることを、職員の共通認識として確認する。
- ◆ どの子ども、被害者にも加害者にもなりうる。
 - 「いじめの四層構造」被害者・加害者・観衆・傍観者
- ◆ いじめ防止に向けた具体的な取り組みを、次の3点にまとめ、職員間での周知徹底を図る

「いじめ」をしない心を育て。

…Ⅰ いじめの根本的な克服のための「未然防止」

教育的感性を研ぎ澄ませ。

…Ⅱ いじめを迅速に対処するための「早期発見」

組織で迅速に対応しよう

…Ⅲ いじめを受けている児童を早期に救い、
問題を迅速に解決するための「早期対応」

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて (→資料④年間計画)

I いじめの根本的な克服のための「未然防止」 **「いじめ」をしない心を育て**

- ① 子どもの活動や努力を、子ども同士が認め合える機会を設定し、自己有用感を育む教育活動を推進する。
- ② 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していくための教師が進める「居場所づくり」と子どもが主体となる「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 子どもの人格を認めることを基盤におき、体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤ 生活サポート委員会等で名前があがった子どもについては、早期にスクールカウンセラーの面談を行い、いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。
- ⑥ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

II いじめを迅速に対処するための「早期発見」 **教育的感性を研ぎ澄ませ**

- ① いじめアンケート（月1回程度）や一人一人の子どもとの面談（年3回）を定期的実施し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。(→資料⑤)
- ② 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③ 子どもの学級内・学校内での状態を知るために、6年生では「hyper-QU」を年度当初（5月）に行い、その検査結果を学級運営に役立てるとともに、子どもの状態把握に活用する。
- ④ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

III いじめられている児童を早期に救い、迅速に解決するための「早期対応」 **組織で迅速に対応しよう**

- ① 正確で具体的な事実確認を心がけ、初期対応を慎重に行う。
- ② いじめの発見・報告を受けたら「いじめ防止対策委員会」で早急に対応する。
- ③ 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- ④ 加害者の子どもには、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ⑤ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- ⑥ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑦ インターネットやSNS上のいじめへの対応については、必要に応じて市教委、警察署等とも連携して行う。そして記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

4 実際の指導について

- ◆ 児童の記憶は、時間が経つにつれて曖昧になることや、物事を自己中心的に捉えたり、無意識のうちに関心のある部分のみを記憶したりするため、最初の事実確認が最も重要である。
 - 児童から聞き取る際には一人ずつ別々に面談し、後で情報を照合する。
 - 言った言葉、やった行為を具体的に（反省していた× 嫌なことをした×）
 - 言葉をそのまま聞き取る。相手のどこへ、何を、何で、何回やったなど
 - 教師から誘導するのは×「～をしたんだね？」など
 - 「〇〇が言っていた」「〇〇から聞いた」などの伝聞情報と直接関わった事実情報と区別する。
 - 複数からのいじめの場合、個々の行為を明らかにする。
- ◆ 児童との個別面談は、正面で向かい合わないよう座ったり、メモは持たずに話したり、笑顔で応対したりするなど、話しやすい雰囲気づくりに努める。
- ◆ いじめられた児童を救う姿勢を大切にしつつ、加害者、観衆、傍観者にあたる児童についても、私たちがその健全な成長を促す必要があることを忘れてはならない。

5 「いじめ防止対策組織」について

- ◆ 本校では、基本的には「生活サポート委員会」がこの役割を担うものとする。
- ◆ 認知したいじめは「いじめ防止対策委員会」または「いじめ防止対策委員会小委員会」へ報告し、組織的に対応する。
- ◆ 事案によっては、第三者的な立場として、以下の者を加えて対応する。
 - 岩田校区自治会長 ・ 岩田校区主任児童委員 ・ 校区健全育成会長
- ◎ 「いじめ防止対策委員会」
 - 校長、教頭、教務主任、校務主任（生活サポート主任）、養護教諭、学年主任、該当担任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、校区自治会長、主任児童委員、青少年育成校区指導員、民生児童委員長、校医、教育相談員、スクールロイヤー等
- 「いじめ防止対策委員会小委員会」
 - 事案によっては、迅速に対応することを優先し、一部の委員のみで対応することもある。
- ◆ 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等
 - ① PDCAサイクル
 - いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。チェックリスト（→資料①）を年に2回活用して、いじめの未然防止・早期発見への意識を高める。いじめ早期発見・対応マニュアル（→資料②）を作成し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。また、保護者には学校評価アンケートを行い、改善策を検討していく。
 - ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
 - ・毎月のいじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・現職研修や生活サポート委員会で、教職員の「いじめ・不登校」に関する指導の力量向上に努める。
 - ・6年生では「hyper-QU」を年1回（5月）実施し、子どもの実態把握と子に応じた支援に努める。
 - ③ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」の結果を、学校新聞やホームページに

掲載をする。

- ・長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を整える。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応を図る。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

⑤ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。（→資料③）
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じてスクールカウンセラー、スクールロイヤー等、専門家を加えるなどして対応する。調査にあたっては、校区自治会長や主任児童委員等の第三者を加えた組織で対応する。
- ・調査結果は、いじめられた子ども、保護者に対して適切に情報を提供する。また、教育委員会へ報告する。
- ・関係機関との連携を取り、加害・被害双方の子どもや保護者の心のケアに努める。

資料①-1 いじめ早期発見チェックリスト

いじめ早期発見のためのチェックポイント

豊橋市立岩田小学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やイスを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめ早期対応のためのチェックポイント

豊橋市立岩田小学校

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

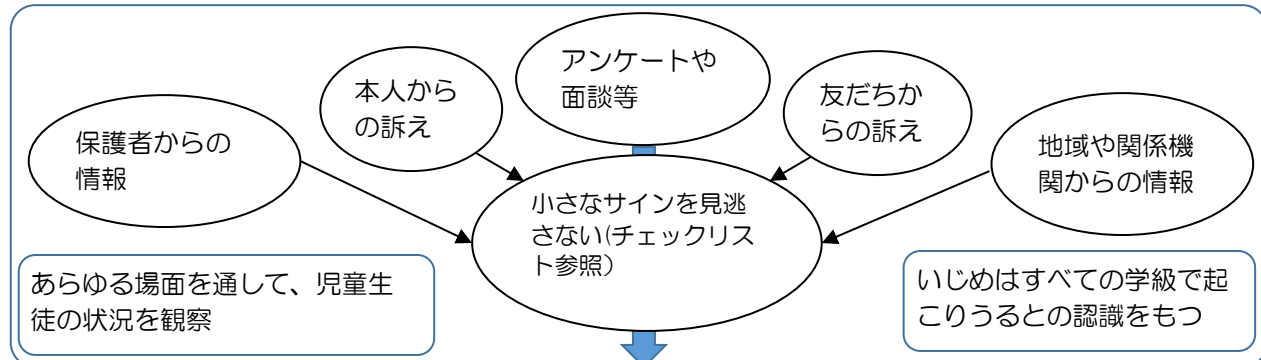
- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

資料② いじめ早期発見・対応マニュアル

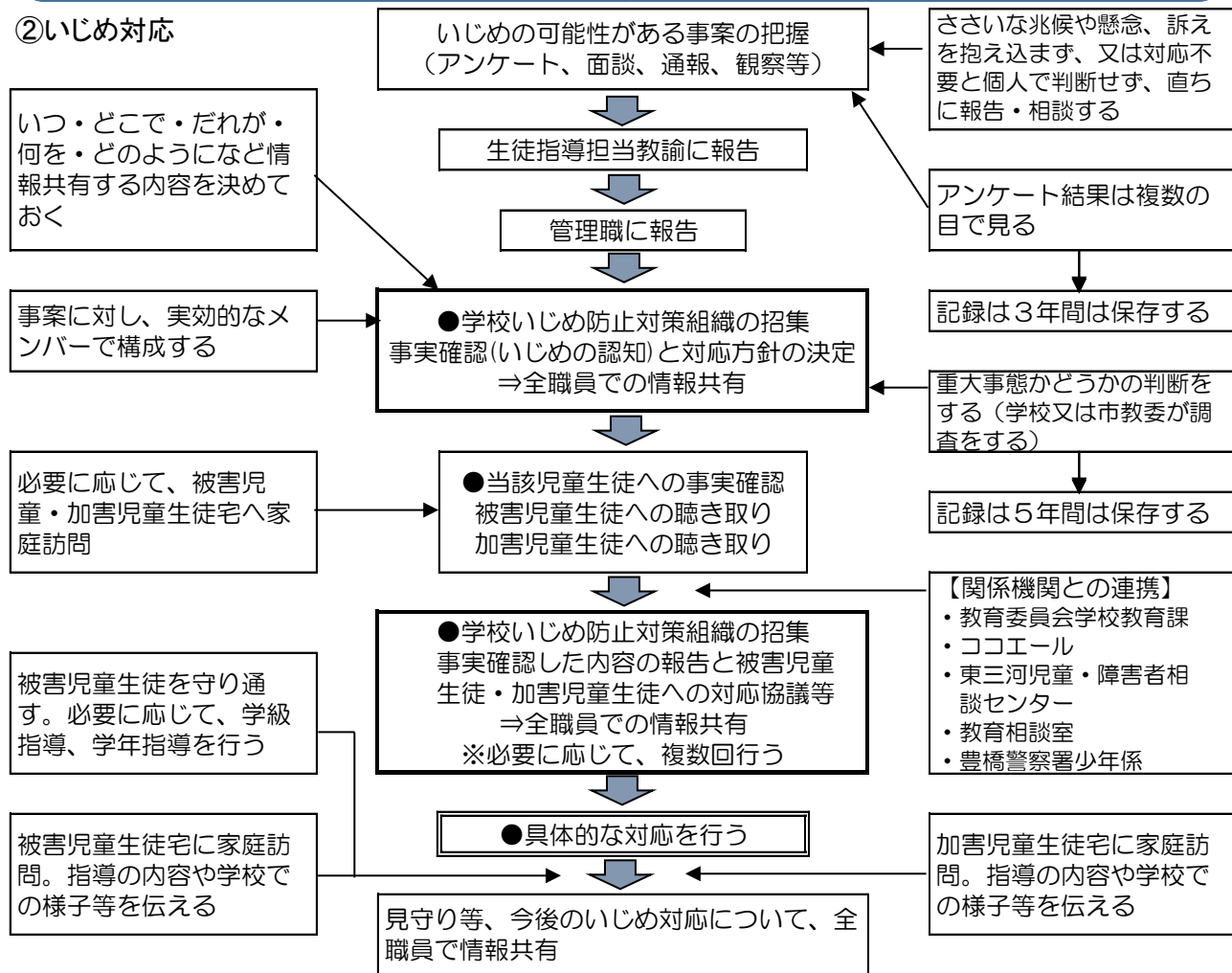
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立岩田小学校

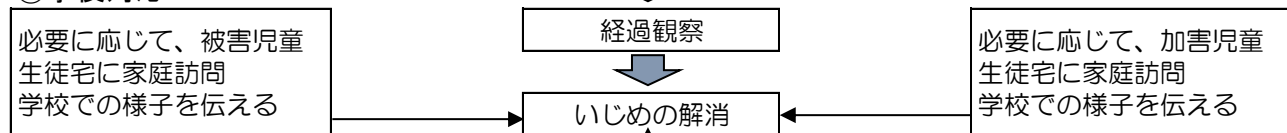
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応

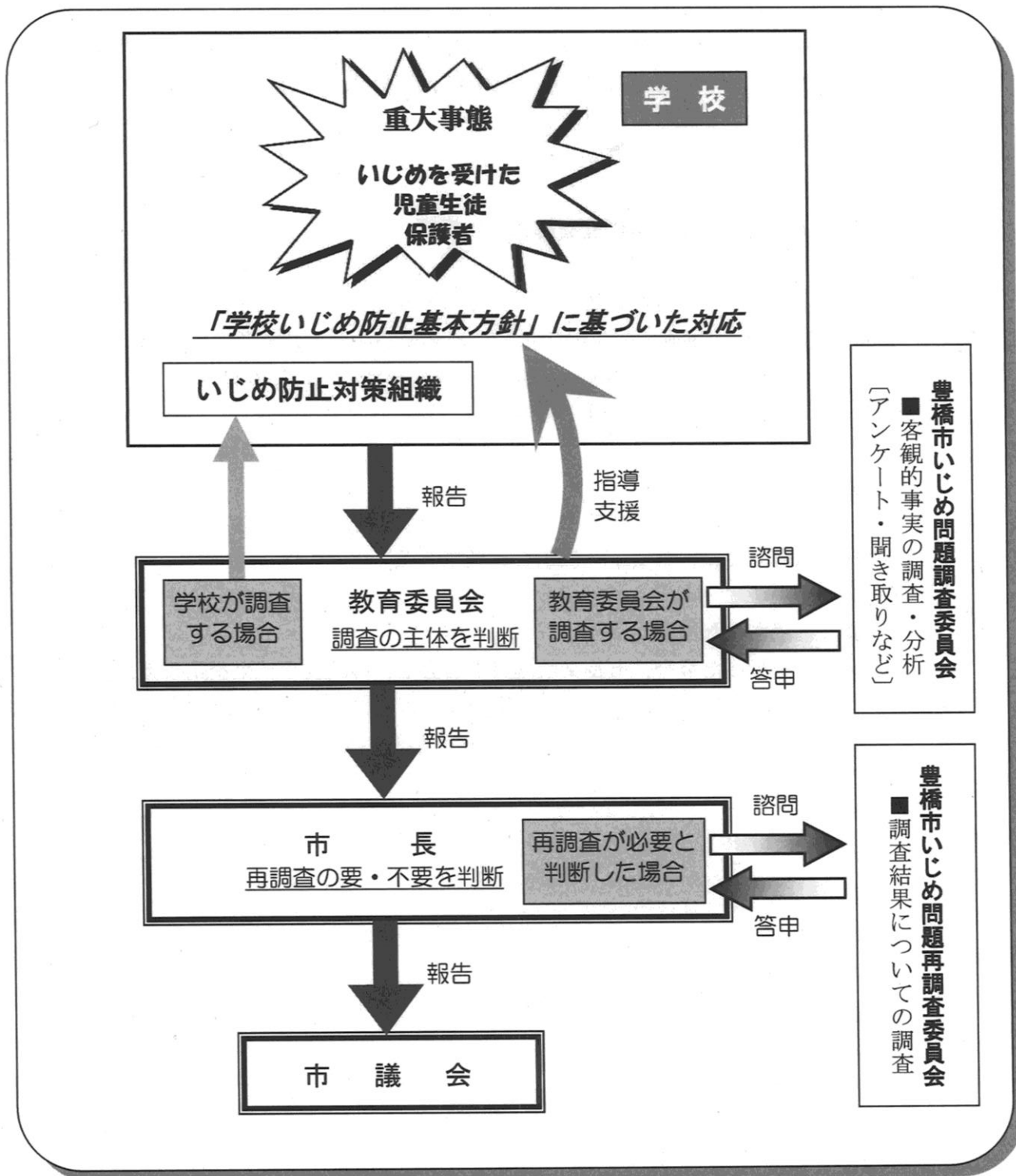


【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- 1 いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

資料③ 重大事態対応フロー図 (学校用)

いじめによる重大事態への対処に関するフロー図



資料④ 取り組みの年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<p>学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証</p>											
	<p>生活サポート委員会の実施（毎月1回）</p>											
未然防止	<p>学校いじめ防止組織の立ち上げ ・HP掲載、PTA総会で周知 ・相談窓口等の周知 ・小中情報交換会 ・校内研修(1)</p>											
	<p>学級づくり・人間関係づくり・学校行事や様々な体験活動・道徳教育等の充実・分かる授業の実践</p>											
早期発見	<p>よいところ見つけ、ありがとうカード、クラス会議・・・など、1年間を通して行う活動</p>											
	<p>日常的な児童生徒の観察・学年内や国際担当との連携 生活サポート委員会で気になる子の情報共有 生活アンケートの実施（毎月月末）→ 個人面談の実施</p>											
	・QU検査	・相談週間	・QUの読み込み、活用					・相談週間			・相談週間	・あいさつ運動

学校いじめ防止
基本方針等の見直し
・学校評価(2)
・小中情報交換会

・学校評価(1)

・校内研修(2)

・校内研修(3)

・個人懇談会

・個人懇談会

・授業参観(道徳)

・豊橋学校のちの日の取り組み

・あいさつ運動

・あいさつ運動

・個人懇談会

・人権週間の取り組み

・あいさつ運動

・相談週間

・相談週間

資料⑤ いじめアンケート（記名式）

○ 今月の生活について、あなたはどのように感じていましたか。

当てはまるものを1から4の中から1つずつえらび、その番号に○をつけてください。

あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない
-------	---------------	-----------------	---------

ア 学校が楽しい・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 4

イ みんなで何かをするのは楽しい・・・・・・・・ 1 2 3 4

ウ 授業にがんばって取り組んでいる・・・・・・ 1 2 3 4

エ 授業がよくわかる・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2 3 4

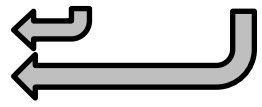
○ 今月に次のようなことを、この学校のだれか（お友達）からされましたか。

当てはまるものを1から3の中から1つずつ選び、その番号に○をつけてください。

ない	あったけどなくなった	ある
----	------------	----

オ だれかにいじわるをされたり、いやな思いをさせられたりした・・・ 1 2 3

いつごろ？ だれに？ どんなことを？



くわしく書いてください。

カ だれかにたたかれたり、けられたり、強く押されたりした・・・・ 1 2 3

いつごろ？ だれに？ どんなことを？



くわしく書いてください。

○ 友達が誰かにいじわるなことをしているのを見たり聞いたりしたことはありますか？ あったらくわしく書いてください。

いつごろ？ 誰が？ 誰に？ どんなことをされた？ 誰から聞いた？

○ 担任の先生に伝えたいことがある人は、下を書いてください。（自分のことでも友達のことでもいいです。）

Blank area for writing the answer to the final question.